



市長 仲川 幸成

明けましておめでとうございませう。市民の皆様には、希望に満ちた新春を健やかに迎えのことにお願い申し上げます。

昨年は、市制施行60周年の節目にあたり、記念式典やNHKのど自慢など多くの記念事業を開催するとともに、さやま市民大学の開校や狭山市駅東口の幹線道路の開通など、各般にわたって成果を収めることができました。

本年は、第3次総合振興計画の

総仕上げとなりますので、さらなる選抜と集中により、「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、着実に事業を進めてまいります。

協働の推進については、さやま市民大学で、より地域での活動に繋がる講座を開催するとともに、その成果を協働提案事業などに繋げてまいります。

子育て支援については、保育ニーズの高い0歳児から2歳児を対象とする地域型保育事業を開始し、新たに80名の定員を増員するとともに、学童保育を小学6年生まで拡大します。

都市基盤の整備については、平成29年度の完成に向け、狭山市駅上諏訪線の工事に着手します。ま

た、入曽駅へのエレベーター設置に向けて、鉄道事業者の理解を得ながら取り組むとともに、入曽公民館建設予定地について、本年3月末に閉校となる入間中学校の跡地も候補地として検討し、早急の方針を決定してまいります。また、地区センターと公民館を一体化した、新たな新狭山公民館の建替事業に本年中に着手します。

その他、小中学校の校舎等の耐震補強工事を完了させるとともに、新しい堀兼学校給食センターも完成し、9月からスタートいたします。また、終戦から70年であることから、戦没者の追悼と恒久平和を祈念して式典を開催します。さらに、経済対策については、国の

メニューを積極的に活用し、市の活性化を図ってまいります。

本年は、今後10年間のまちづくりの方針を定める第4次総合計画を策定いたしますが、本格的な人口減少と超高齢社会において、「元気な狭山」を実現するためには、地域を変えていこうとする熱意や能力を持った人材の育成や、新たな発想による取り組みが重要です。

「育もう 新たな芽」を今年の言葉とし、未来を拓く「さやまっ子」達が自分の住んでいるところに誇りを持つるまちづくりを進めてまいります。と考えております。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

# 市・県民税の申告と所得税の確定申告

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)

申告は期間内に

市・県民税の申告は、平成27年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。

## 60歳以上の方の出張申告会場

実施日	受付会場	受付時間
1月30日(金)	リサイクルプラザ(奥富環境センター)	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
2月2日(月)	新狭山地区センター	9時～11時
	堀兼公民館	14時～16時
2月3日(火)	狭山台公民館	午前の部 9時～11時
2月5日(木)	入曽公民館	
2月6日(金)	広瀬公民館	午後の部 13時～15時
2月9日(月)	柏原公民館	
2月10日(火)	水野公民館	

※受け付ける申告は、市役所会場と同じです。申告者の駐車場はありませんのでご注意ください  
 ※奥富公民館が空調改修工事のため、リサイクルプラザで実施します。奥富公民館の工事期間中、確定申告書などは奥富地区センター分室(奥富ふれあい館内)で配付する予定です

## 市・県民税の申告

### 申告が必要な方

平成27年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方は不要です。

- ◆給与所得者
  - 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方(市への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含みます)
  - 給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)
- ◆給与所得者以外の方
  - 所得税が課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑などの所得がある方
  - 公的年金の所得者で、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方

◆市内に事業所、事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方  
 他の市町村で課税されているも市内に事業所や住宅がある場合、申告が必要な場合があります。(事業所・家屋敷課税)  
 ※収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所

### 市役所での申告書の受付

の入手手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合がありますので、申告をお勧めします

市役所会場では、パソコンで申告書を作成するため、事前に所得税の確定申告書を手する必要があるありません。なお、医療費控除などの申告をする方は、事前に明細書の作成をお願いします。

受付日時 2月16日(月)～3月16日(月)、9時～16時(土・日曜日を除く。ただし、2月22日と3月1日の日曜日は申告をお受けしません)

申告会場 市役所6階会議室

受け付ける申告書 市・県民税の申告と給与・年金収入・配当(分離を除く)・雑・一時所得の簡易な確定申告

※ 営業・不動産所得がある方や平成25年分以前の確定申告は受けられません

※ 駐車場台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします

※ 待ち時間が2～3時間になることもあります。申告書類は自書したうえ、なるべく郵送などでの提出をお願いします

※ 所得税の確定申告書などは、1月19日(月)から市民税課、公民館地区センターなどで配布を予定しています (次ページへ続く)

## 市・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- ① 印鑑、筆記用具、電卓など
- ② 平成26年中の収入金額が分かる資料(源泉徴収票、支払調書など)
- ③ 各種控除に必要な資料
  - ・平成26年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、または市から送付された納付済額のお知らせなど
  - ・国民年金保険料の支払い証明書か領収書
  - ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ④ 障害者控除を受ける方
  - ・障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- ⑤ 医療費控除を受ける方
  - ・平成26年中に支払った病院、薬局などの領収書
  - ・平成26年中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かるもの
  - ・個人や病院ごとにまとめた明細書など
- ⑥ 所得税の還付申告をする方
  - ・申告者名義の預貯金通帳など(支店名、口座番号が分かるもの)